

京都芸術大学図書館規程

1977年4月1日制定

(趣旨)

第1条 京都芸術大学学則第55条に基づき、京都芸術大学図書館に関する規程を定める。

(名称と構成)

第2条 京都芸術大学図書館を、京都芸術大学芸術文化情報センター（以下「センター」という）と称し、大学図書館（以下「図書館」という）と児童図書館をもって構成する。

2 児童図書館に関する必要な事項は別に定める。

(目的)

第3条 センターは、本学に必要な図書館資料（以下「資料」という）を収集、管理し、本学の教職員・学生の利用に供し、教育および学術研究に資することを目的とする。

(組織)

第4条 センターには、所長、司書およびその他の職員を置く。

2 所長は、図書館・児童図書館の管理及び運営を統括する。

3 所長は、学長がこれを任命する。

4 司書およびその他の職員は業務分掌により業務に従事する。

(運営委員会)

第5条 大学図書館の運営を円滑にするため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は次の事項を協議する。但し、委員会の発議により教授会の審議を要請することができる。

(ア) 図書館の管理、運営に関する事項

(イ) 資料の収集、記録及び保存に関する事項

(ウ) その他図書館に関する事項

(利用)

第6条 図書館の利用に関する規程は別に定める。

第7条 (改廃)

本規程の改廃は、芸術文化情報センター運営委員会の議を経て所長が行う。但し、教育課程の諸課題に関連する事項については教授会の議を経て、学長が行う。

附則 1977年4月01日 本規程の制定

1977年4月01日より施行する。

附則 1979年7月23日 児童図書館開設に伴う関連条文の追加

1979年7月23日より施行する

- 附則 1991年4月01日 京都造形芸術大学開設に伴う関連条文の訂正
1991年4月01日より施行する
- 附則 2001年4月01日 図書館の移設と名称変更に伴う関連条文の訂正と追加
2001年4月01日より施行する
- 附則 2001年9月01日 京都芸術短期大学廃止に伴う関連条文の削除と訂正
2001年9月01日より施行する
- 附則 2020年4月01日 大学の名称変更に伴う関連条文の訂正
2020年4月01日より施行する